

愛媛県奨学のための給付金 令和7年度必要書類ガイド

生活保護受給世帯のうち生業扶助を受給している世帯は、「生活保護（生業扶助）受給世帯の場合の必要書類」（2ページから）をご覧ください。

生業扶助を受給していない生活保護受給世帯または住民税所得割非課税世帯は、「道府県民税所得割及び市町村民税非課税等世帯の場合の必要書類」（5ページから）をご覧ください。

※専攻科生で保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満の世帯、または扶養する子が3人以上おり所得割合算額が264,500円未満の世帯の方も「道府県民税所得割及び市町村民税非課税等世帯の場合の必要書類」（5ページから）をご覧ください。

基準日とは

通常は「令和7年7月1日」となります。

ただし、次の場合は基準日がそれぞれ異なります。

- ・新入生を対象とした早期給付申請の場合は、「令和7年4月1日」
- ・今年7月以降に入学することが定められている者（例：秋入学）の場合は、入学日

申請書提出先

- ①愛媛県内の私立高等学校等に在籍している場合

在籍している学校に提出してください。

- ②愛媛県外の私立高等学校等に在籍している場合

※通信制高等学校在籍で、本校が愛媛県外にある場合を含む

愛媛県私学文書課まで郵送または持参し提出してください。

宛先：〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

愛媛県総務部総務管理局私学文書課

生活保護（生業扶助）受給世帯の場合の必要書類

①生業扶助受給証明書（様式第4号）

基準日以降に発行された「生業扶助受給証明書」を提出してください。

様式第4号（第5条関係）

生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

市福祉事務所長 印

次の世帯が、基準日※現在、生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給中であることを証明する。

〔※基準日：当年度の7月1日。ただし、7月以降に入学することが定められている者については、入学した年度に限り、当該入学日、新入生に係る早期給付を申請する場合は4月1日。〕

世帯主氏名	住 所	
世帯員氏名		
氏 名	続柄	生 年 月 日
証明書の使用目的		
愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金の受給手続きのため		
備考		

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助（高等学校等就学費）」の措置状況が確認できる場合は、代用を「可」とする。

基準日（1ページ参照）
以降の日付のものをご提出
ください。

「生活保護受給証明書」により「生業扶助（高等学校等就学費）」の措置状況が確認できる場合は、「生活保護受給証明書」による代用も可能です。

ただし、「扶助の種類」の欄に「生業扶助」の記載があることを必ず確認したうえで提出してください。

②住民票

基準日以降に発行された申請者の属する世帯全員の住民票が必要です。（**続柄あり、保護者等全員が記載されたもの**）

単身赴任等により住民票が分かれている保護者がいる場合は、その人の属する世帯全員の住民票も必要です。

【注意】

住民となった日が基準日以降になっている場合は、戸籍の附票も提出してください。

以下、住民票例（市町村により様式は異なります。）

住民票									
住所	〇〇市〇〇町1丁目1番地1								
世帯主	△△ △△								
氏名	△△ △△				個人番号	【省略】			
旧氏	【空欄】				住民票コード	【省略】			
生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	男	続柄	世帯主	住民となった年月日	平成〇年〇月〇日		
本籍	【省略】				届出日	平成〇年〇月〇日			
転入前住所	【空欄】				筆頭者	【省略】			
***	*****				***	*****			
***	*****				***	*****			
氏名	△△ △△				個人番号	【省略】			
旧氏	【空欄】				住民票コード	【省略】			
生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	女	続柄	妻	住民となった年月日	平成〇年〇月〇日		
本籍	【省略】				届出日	平成〇年〇月〇日			
転入前住所	【空欄】				筆頭者	【省略】			
***	*****				***	*****			
***	*****				***	*****			
氏名	△△ △△				個人番号	【省略】			
旧氏	【空欄】				住民票コード	【省略】			
生年月日	平成〇年〇月〇日	性別	女	続柄	子	住民となった年月日	平成〇年〇月〇日		
本籍	【省略】				届出日	平成〇年〇月〇日			
転入前住所	【空欄】				筆頭者	【省略】			
***	*****				***	*****			
***	*****				***	*****			
この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。									
令和〇年〇月〇日									
愛媛県〇〇市長									
△△ △△									

続柄が省略されていないものを提出してください。

基準日（1ページ参照）以降の日付である必要があります。

「世帯全員」となっている必要があります。

③通帳のコピー

申請書に記入した口座の通帳のコピーが必要です。（口座名義（カナ名）、口座番号が記載されているページ）

ネットバンキング等の利用のため通帳がない場合は、口座名義、口座番号が記載されているページのスクリーンショットのコピーを提出してください。

【注意】

キャッシュカードのコピーは提出できません。

必ず、口座名義、口座番号の記載がある通帳のページのコピーを提出してください。

④委任状（様式第7号） ※県内生で学校への振り込みを希望される方のみ

県内生で学校への振り込みを希望される方のみ提出してください。

保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と相殺することが可能です。（学校長が認めた場合に限りです。）

委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。

委任状を提出した場合は、「③通帳のコピー」の提出は不要です。

⑤在学証明書（様式第2号） ※県外生のみ

様式第2号（第5条関係） 記入前に必ず下記注意事項をご確認ください

在学証明書

下記の者は、基準日（ 年 月 日）現在、本校に在学していることを証明します。
※基準日は原則7月1日（新入生に係る早期給付の場合は4月1日。その他の場合は注意事項をご確認ください。）

氏 名	姓			名		
生年月日	昭和 平成 年 月 日					
入学年月日	年 月 日					
学 年			課 程 (該当するものに○)	全日制・定時制 通信制・専攻科		
就学支援金 学び直し支援 専攻科修学支援 受給の有無 (認定番号)	就学支援金	有 ・ 無	認定番号			
	学び直し支援	有 ・ 無				
	専攻科修学支援	有 ・ 無				

令和 年 月 日

学校名称
学校長 印

学校連絡先
担当者氏名

【注意事項】
※この書類は、県外の高等学校等に在学する高校生等のみ作成してください。
※基準日は、**原則7月1日**（秋入学など7月以降に入学する場合は入学日、家計急変により給付を申請する場合は、申請のあった日の属する月の翌月初日（その日が月の初日である場合は、その日）、**新入生に係る早期給付を申請する場合は4月1日**。）

県外生のみ必要です。

在籍している学校に証明してもらう必要があります。

【注意】

学校独自の在学証明書は使用できません。

必ず愛媛県の様式（様式第2号）を使用したものを提出してください。

生活保護（生業扶助）受給世帯の場合の必要書類は
以上です。申請書に添付してご提出ください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税等世帯の場合の 必要書類

① 個人番号が確認できる書類または課税証明書等

次のA、Bどちらかの書類を提出してください。

【注意】

税の申告を行っていないため道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、確定申告を行った上で、給付金を申請してください。

A 個人番号が確認できる書類を提出する場合

個人番号カード（写）等貼付台紙に必要事項を記載し、保護者等全員のマイナンバーカードの裏面のコピーを貼り付けたものを提出してください。

就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金の申請時に愛媛県に個人番号を確認できる書類を提出済みである場合は、本書類は提出不要です。

【注意】

個人番号により税情報の取得ができなかった方、無職無収入の控除対象配偶者の方は課税証明書等の提出が必要です。

B 課税証明書等を提出する場合

次のア～ウのいずれか1つをご提出ください。（保護者等全員分必要です。コピー可。）

- ア 課税証明書（専攻科生の場合は扶養親族の記載が省略されていないものの提出が必要です。）
- イ 特別徴収税額決定通知書
- ウ 納税通知書

【注意】

新入生等を対象とした早期給付での申請の場合は、令和6年度のものをご提出ください。
通常給付での申請の場合は、令和7年度のものを提出してください。

②住民票

基準日（1 ページ参照）以降に発行された申請者の属する世帯全員の住民票が必要です。
（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）

単身赴任等により住民票が分かれている保護者がいる場合は、その人の属する世帯全員の住民票も必要です。

【注意】

住民となった日が基準日（1 ページ参照）以降となっている場合は、戸籍の附票も提出してください。

以下、住民票例（市町村により様式は異なります。）

住民票									
住所	〇〇市〇〇町1丁目1番地1								
世帯主	△△ △△								
氏名	△△ △△				個人番号	【省略】			
旧氏	【空欄】				住民票コード	【省略】			
生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	男	続柄	世帯主	住民となった年月日	平成〇年〇月〇日		
本籍	【省略】				住所を定めた年月日	平成〇年△月△日			
転入前住所	【空欄】				届出日	平成〇年〇月〇日			
	***					***			
	*****					*****			
氏名	△△ △△				個人番号	【省略】			
旧氏	【空欄】				住民票コード	【省略】			
生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	女	続柄	妻	住民となった年月日	平成〇年〇月〇日		
本籍	【省略】				住所を定めた年月日	平成〇年△月△日			
転入前住所	【空欄】				届出日	平成〇年〇月〇日			
	***					***			
	*****					*****			
氏名	△△ △△				個人番号	【省略】			
旧氏	【空欄】				住民票コード	【省略】			
生年月日	平成〇年〇月〇日	性別	女	続柄	子	住民となった年月日	平成〇年〇月〇日		
本籍	【省略】				住所を定めた年月日	平成〇年△月△日			
転入前住所	【空欄】				届出日	平成〇年〇月〇日			
	***					***			
	*****					*****			
基準日（1 ページ参照）以降の日付である必要があります。									
この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。									
令和〇年〇月〇日									
愛媛県〇〇市長									
△△ △△									

「世帯全員」となっている
必要があります。

③通帳のコピー

申請書に記入した口座の通帳のコピーが必要です。（口座名義（カナ名）、口座番号が記載されているページ）

ネットバンキング等の利用のため通帳がない場合は、口座名義、口座番号が記載されているページのスクリーンショットのコピーを提出してください。

【注意】

キャッシュカードのコピーは提出できません。

必ず、口座名義、口座番号の記載がある通帳のページのコピーを提出してください。

④委任状（様式第7号）※学校への振り込みを希望される方のみ

学校への振り込みを希望される方のみ提出してください。

保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と相殺することが可能です。（学校長が認めた場合に限りです。）

委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。

委任状を提出した場合は、「③通帳のコピー」の提出は不要です。

⑤扶養親族申告書（様式第3号）※専攻科生のみ

高等学校専攻科の生徒のうち、保護者等が扶養する子等がいる場合は提出が必要です。市町村民税に係る保護者等が扶養する子等を記入してください。

記入例を参考に記入してください。

【注意】

令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合、**証明書類の提出が必要です**。詳細は、扶養親族申告書に記載の「記入上の注意事項」をご確認ください。

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

扶養親族申告書

受援県知事 様

生計維持者①住所 _____

生年月日 _____

氏名 _____

生計維持者②住所 _____

生年月日 _____

氏名 _____

令和6年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第314条の2第1項第11号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が16歳未満の扶養親族、並びに令和7年1月1日以後に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族			
氏名	生年月日	生計維持者①との続柄	
1			
2			
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族			
氏名	生年月日	生計維持者②との続柄	
1			
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】
令和6年12月31日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。
（確認ができる書類）
・年末調整の令和6年分扶養控除等（異動）申告書の写し
・令和6年分給与所得の源泉徴収票
・令和6年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○令和7年1月1日以後に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

氏名	生年月日
1	
2	
3	

【記入上の注意事項】
出生等により新たに扶養することになった子等とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア) 生計維持者の親子	出生届調書、出生届不届、戸籍抄本、等、 子の出生届及び生計維持者の氏名 が記載されたもの
(イ) 生計維持者に委託された養子	世帯委託証明書等、 養親縁組届 及び 生計維持者の氏名 が記載されたもの
(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の決定証明書、戸籍抄本、等、 養親1と生計維持者の氏名 が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】 ※申告書は記入しない

扶養する子の数の合計 _____人

⑤個人対象要件証明書（様式第5号） ※専攻科生のみ

高等学校専攻科の生徒のみ必要です。
在籍している学校に証明してもらう必要があります。

様式第5号（第5条関係）（（印）専攻科の生徒のみ）

個人対象要件証明書

下記の者は、年 月 日現在、以下のとおりであることを証明します。
※基準日は、原則7月1日（新入生に係る早期給付の場合は4月1日）。その他の場合は注意事項をご確認ください。）

氏 名	姓	名
専攻科 課程・学科番号	学 年	

（照会する方に印をすること）

☐ 以下のすべてがいずれかに該当します。（すべてのうち該当するものはいずれかに○を打つこと）

☐ 以下のすべてがいずれにも該当しません。

ア 学年、課程（または科目）の転入を受けた者

イ 前年度における習熟単位数が高校の定める前年度の標準習熟単位数の半以下の者

ウ 前年度における前課税所得が以下の者

※アウのうちいずれかに該当する者で、学年、課程その他の条件を問わない専攻科がある場合は、 以下に具体的な証明を記載すること。

令和 年 月 日

高等学校専攻科
学 長 印

⑥在学証明書（様式第2号） ※県外生のみ

様式第2号（第5条関係） 記入前に必ず下記注意事項をご確認ください

在学証明書

下記の者は、基準日（ 年 月 日）現在、本校に在学していることを証明します。
※基準日は原則7月1日（新入生に係る早期給付の場合は4月1日）。その他の場合は注意事項をご確認ください。）

氏 名	姓		名	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日			
入学年月日	年 月 日			
学 年	課 程 (該当するものに○)		全日制・定時制 通信制・専攻科	
就学支援金 学び直し支援 専攻科修学支援 受給の有無 (認定番号)	就学支援金	有 ・ 無	認定番号	
	学び直し支援	有 ・ 無		
	専攻科修学支援	有 ・ 無		

令和 年 月 日

学校名称
学 校 長 印

学校連絡先
担当者氏名

【注意事項】
※この書類は、県外の高等学校等に在学する高校生等のみ作成してください。
※基準日は、原則7月1日（休入学など7月以降に入学する場合は入学日、家計急変により給付を申請する場合は、申請のあった日の属する月の翌月初日（その日が月の初日である場合は、その日）、
新入生に係る早期給付を申請する場合は4月1日。）

県外生のみ必要です。
在籍している学校に証明してもらう必要があります。

【注意】

学校独自の在学証明書は使用できません。
必ず愛媛県の様式（様式第2号）を使用したものを提出してください。

住民税所得割非課税等世帯の場合の必要書類は以上です。
申請書に添付してご提出ください。